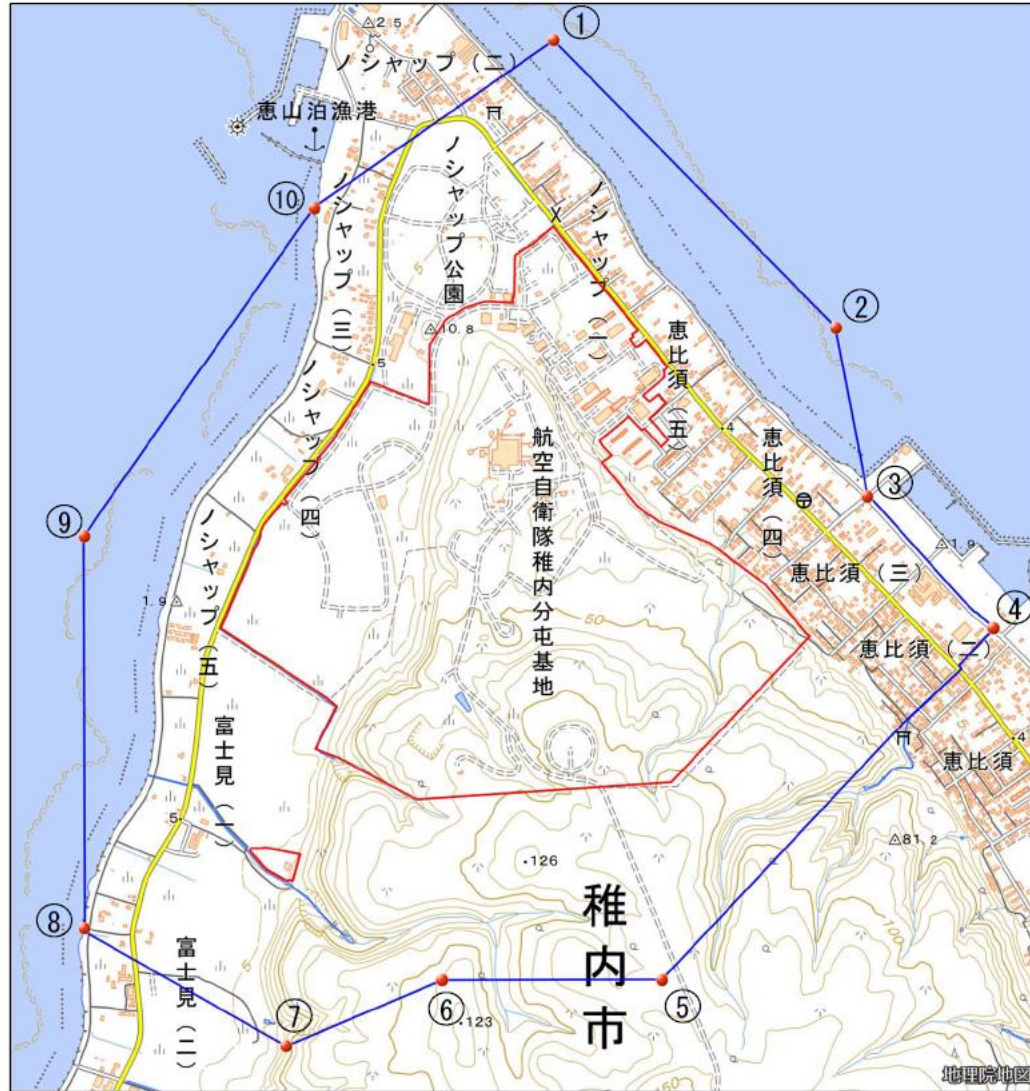


航空自衛隊稚内分屯基地(庁舎地区等)周辺地域
(北海道稚内市恵比須5丁目2番1号)



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域
対象施設周辺地域

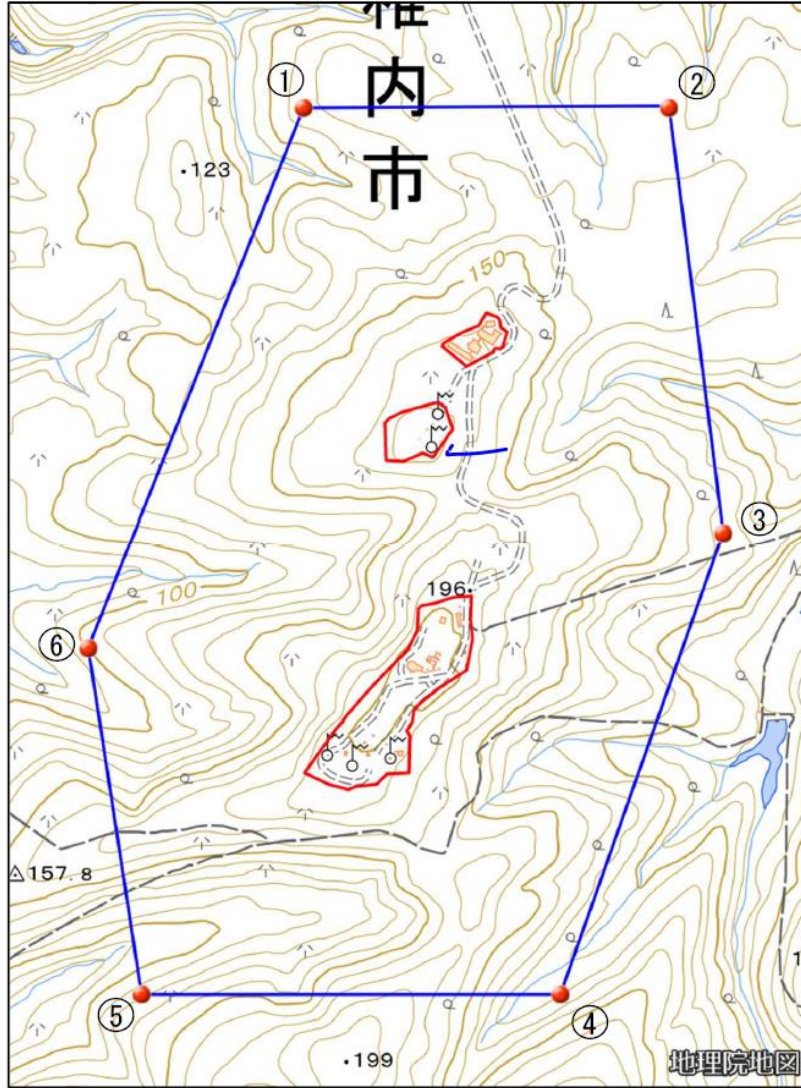
航空自衛隊稚内分屯基地(庁舎地区等)

対象防衛関係施設の所在地	北海道稚内市	恵比須五丁目二番一号
対象防衛関係施設の区域	北海道稚内市	恵比須五丁目、ノシャップ、ノシャップ四丁目、富士見一丁目及び大字稚内村(いずれも次の図面に示す部分に限る。)
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ次の図面に示す線及び一に掲げる点と十に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域	<ul style="list-style-type: none"> 一 北緯四十五度二十六分五十四秒、東経百四十一度三十九分三秒の点 二 北緯四十五度二十六分三十二秒、東経百四十一度三十九分三十四秒の点 三 北緯四十五度二十六分十九秒、東経百四十一度三十九分三十七秒の点 四 北緯四十五度二十六分九秒、東経百四十一度三十九分五十一秒の点 五 北緯四十五度二十五分四十二秒、東経百四十一度三十九分十五秒の点 六 北緯四十五度二十五分四十二秒、東経百四十一度三十八分五十一秒の点 七 北緯四十五度二十五分三十七秒、東経百四十一度三十八分三十四秒の点 八 北緯四十五度二十五分四十六秒、東経百四十一度三十八分十二秒の点 九 北緯四十五度二十六分十六秒、東経百四十一度三十八分十二秒の点 十 北緯四十五度二十六分四十一秒、東経百四十一度三十八分三十七秒の点

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

航空自衛隊稚内分屯基地(山頂地区)周辺地域
(北海道稚内市恵比須5丁目2番1号)



航空自衛隊稚内分屯基地(山頂地区)

対象防衛関係施設の所在地	北海道稚内市	恵比須五丁目二番一号
対象防衛関係施設の区域	北海道稚内市	大字稚内村(次の図面に示す部分に限る。)
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域	<ul style="list-style-type: none"> 一 北緯四十五度二十五分四十二秒、東経百四十一度三十九分二秒の点 二 北緯四十五度二十五分四十二秒、東経百四十一度三十九分二十九秒の点 三 北緯四十五度二十五分二十秒、東経百四十一度三十九分三十三秒の点 四 北緯四十五度二十四分五十六秒、東経百四十一度三十九分二十一秒の点 五 北緯四十五度二十四分五十六秒、東経百四十一度三十八分五十秒の点 六 北緯四十五度二十五分十四秒、東経百四十一度三十八分四十六秒の点

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域
対象施設周辺地域